

糀 谷

糀谷地区地域情報誌

令和8年9月1日号 第70号

発行：地域力推進糀谷地区委員会
 編集：糀谷地区地域情報誌編集委員会
 事務局：糀谷特別出張所 TEL3742-4451 FAX3742-4479



災害時に知っておきたい 「災害時用公衆電話」と 「公衆電話」の違い

災害対策基本法では、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの異常な自然現象や、大規模な火災・爆発などによって生じる被害を「災害」として扱います。

大規模な地震や風水害が発生すると、携帯電話や固定電話は利用者が集中し、通話規制によって電話がつながりにくくなることがあります。そのような時のために、NTTでは「災害時用公衆電話（特設公衆電話）」を避難所などへ事前配備しています。糀谷地区（大森南一丁目・北糀谷・東糀谷・西糀谷）には12か所に「災害時用公衆電話」が設置されています。

①災害時用公衆電話 （特設公衆電話）とは

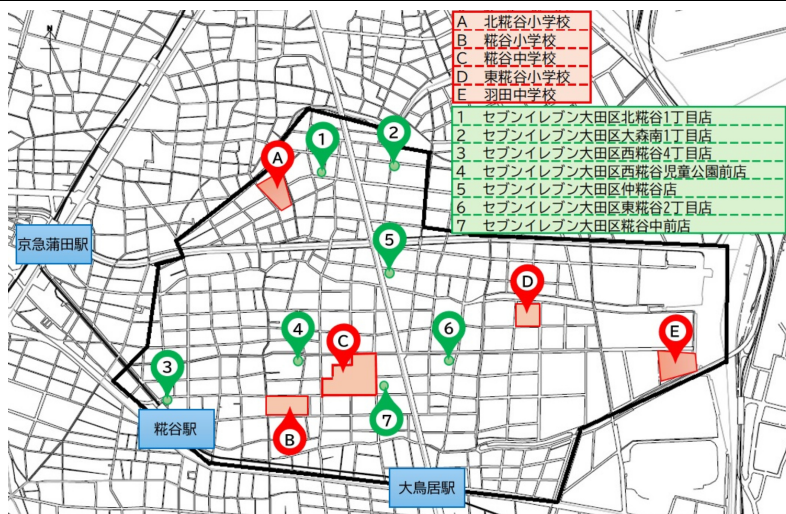
災害時用公衆電話は、避難所などで安否確認や緊急連絡を行うための非常用電話です。普段は利用できませんが、災害発生時に避難所が開設され、電話機が設置され

ると利用できるようになります。利用者は通話料金を負担せず利用することができます。

簡単な利用方法

- ① 電話機の受話器を上げる。
- ② 相手の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ③ 通話終了時に受話器を戻す。

災害時用公衆電話 設置場所（糀谷地区）



②街中の公衆電話はどうなる？

駅前や電話ボックスなどにある通常の公衆電話は、災害が発生時に自動的に無料になるわけではありません。

NTT東日本では、災害救助法の適用が想定される規模の災害により、交通機関の遮断などの社会的混乱が発生し、携帯電話や固定電話で通話規制が発生する可能性がある場合など、災害の規模や通信状況を総合的に勘案し、必要と判断した場合に無料化措置を実施します。

そのため、「災害が起きたら公衆電話は必ず無料になる」というわけではありません。

③災害時は「171（災害用伝言ダイヤル）」も活用しましょう

家族や親戚と連絡が取れないときは災害用伝言ダイヤル（171）も有効です。安否メッセージを録音・再生できるサービスで、災害時には開設されます。また、毎月1日・15日などには体験利用もできます。